

(4) 戸別所得補償制度について

25	農業者戸別所得補償制度の概要（平成24年度概算決定）	31
26	農業者戸別所得補償制度の加入件数	32
27	戸別所得補償制度（平成23年度）の申請状況	33
28	米モデル事業の規模別支払状況	34
29	水稲作付規模別の経営状況	35
30	米価変動補填交付金とナラシ交付金との交付額の調整	37
31	米の作付規模別10a当たり生産費	38
32	販売目的で作付けした水稲の作付面積規模別農家数	41

25 農業者戸別所得補償制度の概要(平成24年度概算決定)

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

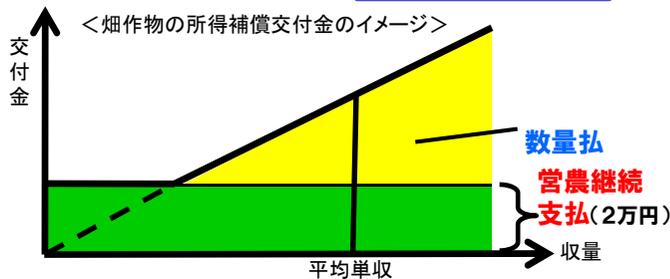
対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	交付金額
てん菜	6,410円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

注1:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】

地域の实情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金】(294億円(23年産))

23年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円**を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

26 農業者戸別所得補償制度の加入件数

(単位:件)

		加入要件	加入件数	経営形態別			
				個人	法人	集落営農	構成農家戸数
平成19年度	経営所得安定対策	「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模を有すること。(※)米の生産調整を実施していること。	72,431	63,415	3,630	5,386	-
平成20年度	経営所得安定対策		84,274	74,540	4,079	5,655	-
平成21年度	経営所得安定対策		85,233	75,161	4,396	5,676	210,049
平成22年度	戸別所得補償モデル対策 (米戸別所得補償モデル事業 水田利活用自給力向上事業)	販売農家・集落営農であれば経営規模は問わない。 米戸別所得補償モデル事業以外は、米の生産調整への参加の有無は問わない。	1,163,090	1,149,505	6,187	7,398	238,277
	経営所得安定対策		83,492	73,395	4,611	5,486	203,246
平成23年度	戸別所得補償制度	販売農家・集落営農であれば経営規模は問わない。 米の所得補償交付金以外は、米の生産調整への参加の有無は問わない。	1,218,237	1,203,367	7,254	7,616	243,320
	経営所得安定対策		74,998	66,025	4,347	4,626	-

※:「一定の経営規模」とは、①認定農業者は、都府県で4ha、北海道で10ha。②集落営農組織は20ha。平成20年度から市町村特認制度が導入され、一定の経営規模以下でも加入することが可能になった。

注1:平成22年度の戸別所得補償モデル対策は支払いに至った加入者数。

注2:平成23年度は8月31日現在の速報値。

27 戸別所得補償制度(平成23年度)の申請状況(平成23年8月31日現在)

(単位:件)

	平成23年度 申請件数	平成22年度 実績件数
北海道	34,110	27,243
青森	29,082	29,020
岩手	48,972	47,945
宮城	42,945	46,722
秋田	44,917	43,557
山形	34,090	34,658
福島	37,043	34,313
茨城	40,555	38,909
栃木	40,019	37,234
群馬	14,285	13,339
埼玉	11,098	10,032
千葉	10,189	8,634
東京	174	183
神奈川	2,119	1,894
山梨	6,887	10,265
長野	45,386	43,841
静岡	6,557	6,289
新潟	64,409	64,638
富山	24,503	24,955
石川	19,411	19,844
福井	23,138	21,400
岐阜	40,802	36,849
愛知	18,837	16,716
三重	24,280	22,258
滋賀	29,534	25,936

	平成23年度 申請件数	平成22年度 実績件数
京都	24,203	22,976
大阪	4,139	3,766
兵庫	68,829	67,321
奈良	7,580	6,846
和歌山	9,800	9,841
鳥取	23,566	22,888
島根	27,233	26,619
岡山	29,004	24,612
広島	34,652	32,845
山口	27,444	28,838
徳島	9,825	8,360
香川	26,766	26,213
愛媛	19,750	18,420
高知	9,966	9,081
福岡	39,323	32,197
佐賀	19,125	18,150
長崎	17,897	16,231
熊本	38,751	38,062
大分	23,419	21,705
宮崎	29,465	29,520
鹿児島	33,327	31,123
沖縄	831	802

合 計	1,218,237	1,163,090
-----	-----------	-----------

28 米モデル事業の規模別支払状況

<平成22年産米戸別所得補償モデル事業の主食用米作付規模別にみた加入率(共済加入面積との比較)>

	単位	合計	0.5ha 未満	0.5 ～1.0	1.0 ～2.0	2.0 ～3.0	3.0 ～5.0	5.0ha 以上
米モデル事業支払面積	万ha	112.7	14.8	17.9	19.0	9.3	10.8	40.9
水稲共済加入面積	万ha	145.6	26.5	27.3	28.2	13.9	14.7	41.7
加入率 (モデル/水稲共済)	%	77.4	55.7	65.7	67.3	66.9	73.1	98.1

注1: 米モデル事業支払面積は、交付金を支払った者の面積(10a控除前)である。

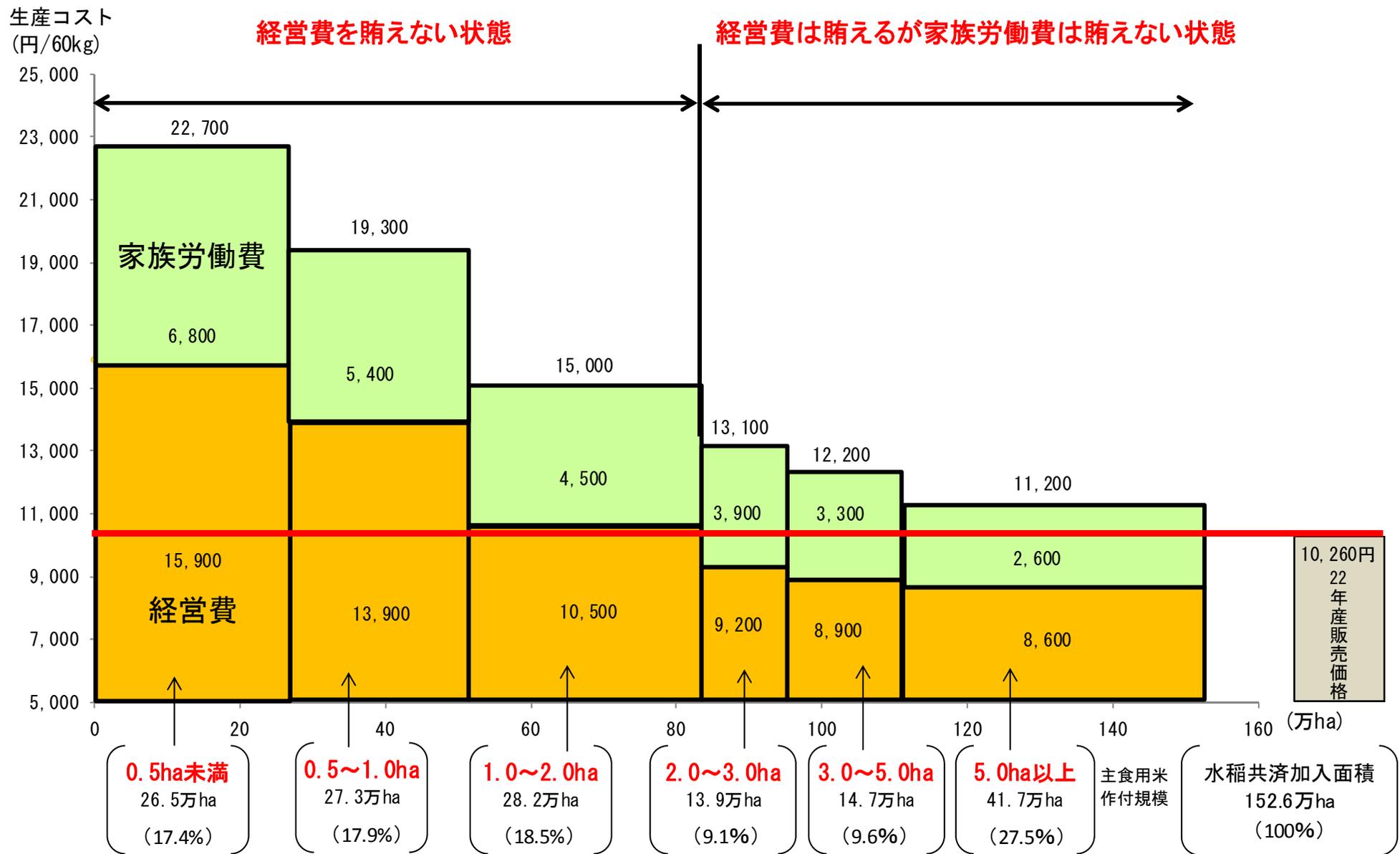
注2: 水稲共済加入面積は平成22年産の飼料用米と米粉用米以外の米の面積であり、①合計145.6万haについては、同面積(1,489,473ha)から加工用米認定面積(39,327ha)を除いたものとしている他、②5.0ha以上層には、秋田県大潟村の水稲作付面積(5,779ha)を加えている。

<平成22年産米戸別所得補償モデル事業の主食用米作付規模別にみた支払件数と支払額>

	単位	合計	0.5ha 未満	0.5 ～1.0	1.0 ～2.0	2.0 ～3.0	3.0 ～5.0	5.0ha 以上
米モデル事業支払件数	万	100.6	51.4	25.5	13.8	3.8	2.8	3.2
支払件数シェア	%	100.0	51.1	25.3	13.7	3.8	2.8	3.2
支払額	億円	3,069	289	460	526	266	313	1,214
支払額シェア	%	100.0	9.4	15.0	17.2	8.7	10.2	39.6

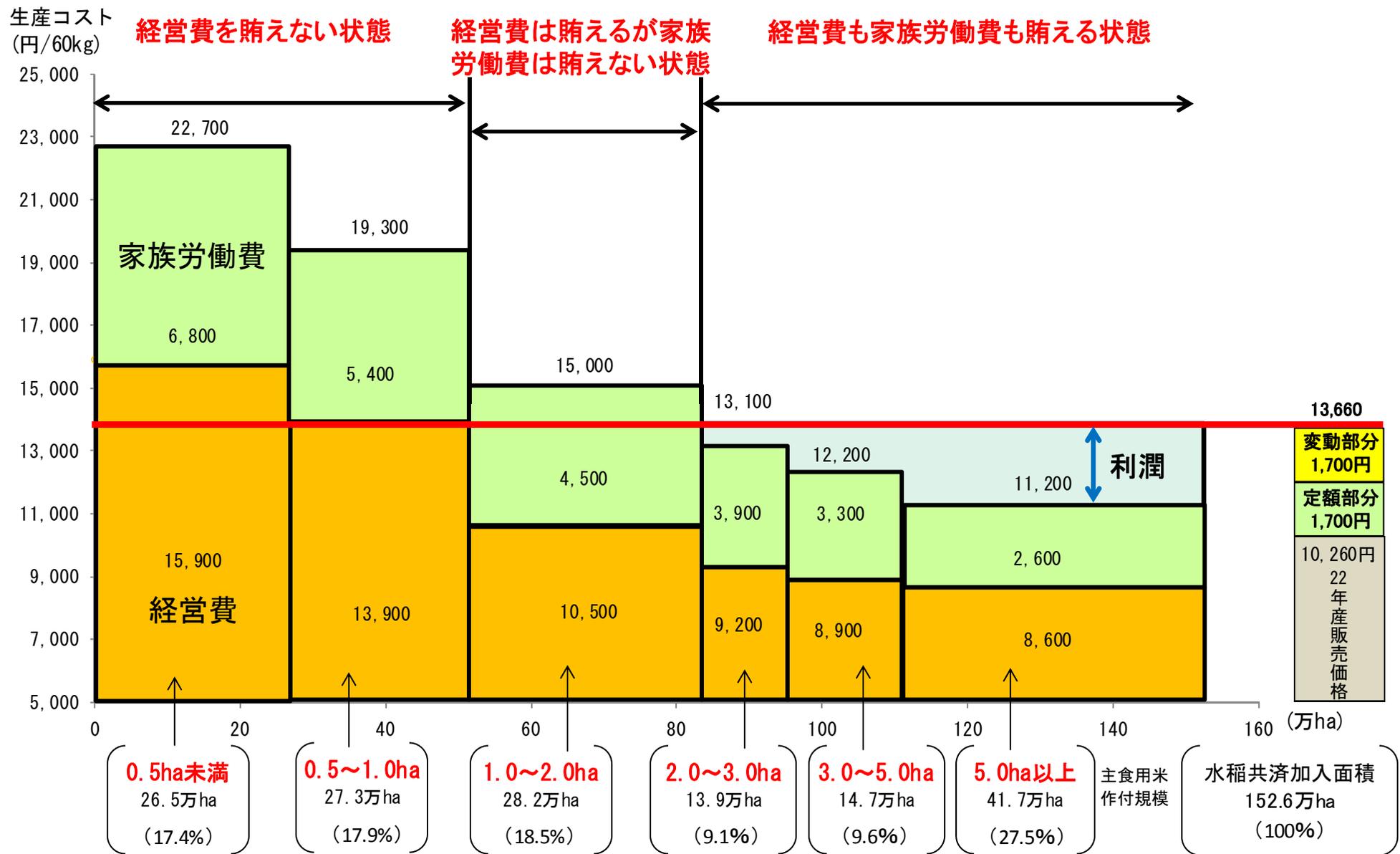
注: 支払額の内訳は、10a控除した支払面積から推計した概算値である。

29 水稲作付規模別の経営状況①(何の対策もない場合)



注: 水稲共済加入面積には、新規需要米等の面積(約5.9万ha)が含まれる。また、水稲共済加入者の5.0ha以上層には、秋田県大潟村の水稲作付面積(5,779ha)を加算している。

29 水稲作付規模別の経営状況②(戸別所得補償制度に参加した場合)

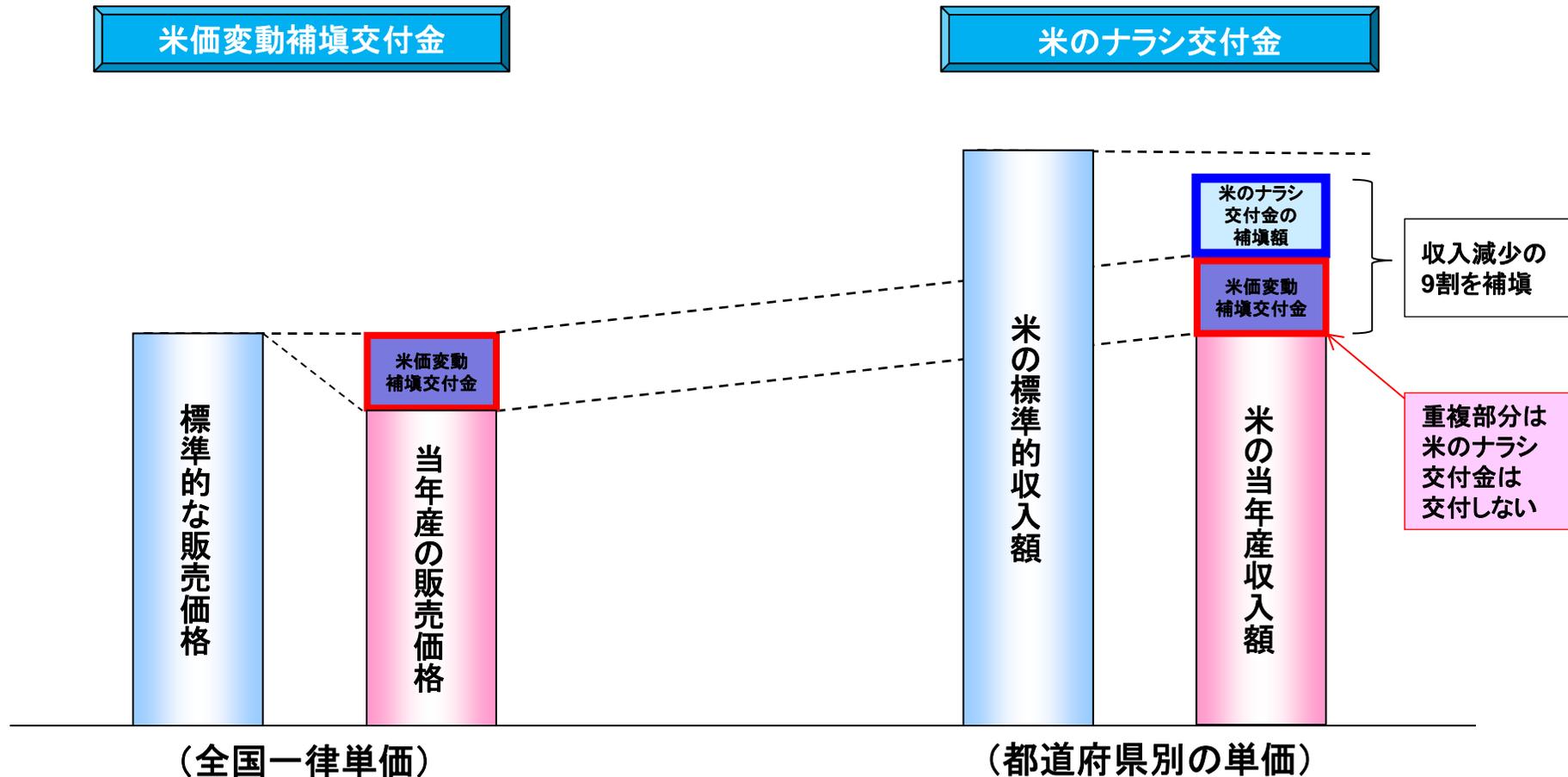


30 米価変動補填交付金とナラシ交付金との交付額の調整

- 米価変動補填交付金の支払が行われ、ナラシ交付金(収入減少影響緩和交付金)でも米について補填が行われる場合には、両制度の補填内容が重複しないよう、ナラシ交付金における米の補填額を計算する際に、米価変動補填交付金の交付金額を控除することとしています。

【交付額の調整措置】

ナラシ交付金の補填額 = (米の標準的収入額 - 米の当年産収入額) × 0.9 - 米価変動補填交付金



31 米の作付規模別10a当たり生産費 ①

〔全国〕

上段(生産費) : 円
下段(指数) : %

		平均	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0ha以上
平成17年産	全算入生産費	146,687	200,642	177,601	150,377	125,333	123,724	107,867	105,529	100,117
		100	137	121	103	85	84	74	72	68
	物財費	76,831	103,936	95,617	78,566	63,268	64,411	56,011	56,160	52,859
		100	135	124	102	82	84	73	73	69
労働費	43,884	69,534	54,551	45,784	36,885	32,726	27,027	27,679	25,087	
	100	158	124	104	84	75	62	63	57	
平成18年産	全算入生産費	143,538	197,034	169,491	151,532	128,532	119,560	106,619	104,047	98,263
		100	137	118	106	90	83	74	72	68
	物財費	76,610	105,727	93,173	80,695	66,613	62,904	54,326	57,095	54,716
		100	138	122	105	87	82	71	75	71
労働費	41,995	64,668	50,952	45,421	37,535	30,857	27,741	26,240	23,951	
	100	154	121	108	89	73	66	62	57	
平成19年産	全算入生産費	140,030	196,352	172,839	145,392	125,157	119,627	103,703	100,399	95,465
		100	140	123	104	89	85	74	72	68
	物財費	75,183	105,203	95,722	77,816	64,812	63,697	54,514	54,308	52,955
		100	140	127	104	86	85	73	72	70
労働費	40,538	64,648	51,489	43,483	36,396	30,369	26,087	24,873	24,402	
	100	159	127	107	90	75	64	61	60	
平成20年産	全算入生産費	146,754	217,373	189,499	152,900	130,587	120,748	112,739	103,534	100,494
		100	148	129	104	89	82	77	71	68
	物財費	85,500	125,271	115,072	89,176	73,306	69,262	64,453	59,204	59,718
		100	147	135	104	86	81	75	69	70
労働費	38,654	64,019	49,364	41,051	35,339	30,543	27,672	25,577	21,123	
	100	166	128	106	91	79	72	66	55	
平成21年産	全算入生産費	143,434	221,194	182,535	146,738	130,145	118,470	112,432	111,562	93,887
		100	154	127	102	91	83	78	78	65
	物財費	84,097	132,513	111,877	84,210	74,401	67,686	65,611	64,086	54,274
		100	158	133	100	88	80	78	76	65
労働費	37,456	61,634	47,119	40,959	34,892	29,763	26,959	25,449	19,900	
	100	165	126	109	93	79	72	68	53	
平成22年産	全算入生産費	141,526	226,790	181,831	149,032	129,046	115,290	110,437	105,995	96,590
		100	160	128	105	91	81	78	75	68
	物財費	83,261	137,390	111,734	87,559	73,225	66,134	63,704	60,351	54,910
		100	165	134	105	88	79	77	72	66
労働費	36,707	62,821	47,287	39,287	35,169	29,072	27,301	24,980	20,774	
	100	171	129	107	96	79	74	68	57	

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

31 米の作付規模別10a当たり生産費 ②

〔北海道〕

上段(生産費) : 円

下段(指数) : %

		平均	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~15.0ha	15.0ha以上
平成17年産	全算入生産費	110,997	141,101	134,387	107,294	103,773	105,243
		100	127	121	97	93	95
	物財費	60,572	64,060	69,769	60,999	57,589	59,452
		100	106	115	101	95	98
労働費	31,869	58,473	46,567	28,325	27,806	26,245	
	100	183	146	89	87	82	
平成18年産	全算入生産費	108,565	128,226	114,007	110,639	100,621	103,695
		100	118	105	102	93	96
	物財費	58,934	58,164	54,126	60,055	57,561	60,951
		100	99	92	102	98	103
労働費	32,156	53,202	42,465	32,367	26,417	25,615	
	100	165	132	101	82	80	
平成19年産	全算入生産費	106,967	121,385	119,056	108,343	100,631	98,458
		100	113	111	101	94	92
	物財費	58,502	53,390	60,096	63,294	54,848	57,071
		100	91	103	108	94	98
労働費	30,604	48,944	41,689	27,688	26,928	24,457	
	100	160	136	90	88	80	
平成20年産	全算入生産費	112,665	137,995	136,998	109,560	104,681	103,611
		100	122	122	97	93	92
	物財費	64,687	63,878	78,495	62,834	61,101	62,486
		100	99	121	97	94	97
労働費	31,583	54,741	42,141	31,592	27,311	21,713	
	100	173	133	100	86	69	
平成21年産	全算入生産費	113,465	134,316	123,355	113,549	105,719	105,735
		100	118	109	100	93	93
	物財費	67,289	67,113	67,694	68,511	63,526	65,832
		100	100	101	102	94	98
労働費	30,996	52,181	41,204	30,849	25,896	23,933	
	100	168	133	100	84	77	
平成22年産	全算入生産費	114,908	137,399	129,179	114,139	102,904	109,005
		100	120	112	99	90	95
	物財費	67,250	74,629	71,082	67,767	61,303	64,668
		100	111	106	101	91	96
労働費	31,061	45,804	41,060	30,534	25,457	25,982	
	100	147	132	98	82	84	

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

31 米の作付規模別10a当たり生産費 ③

〔都府県〕

上段(生産費) : 円
下段(指数) : %

		平均	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0ha以上
平成17年産	全算入生産費	149,485	200,642	177,601	150,731	124,655	122,976	108,020	108,420	97,122
		100	134	119	101	83	82	72	73	65
	物財費	78,106	103,936	95,617	78,767	63,236	64,035	54,725	53,823	49,012
		100	133	122	101	81	82	70	69	63
労働費	44,824	69,534	54,551	45,925	35,957	31,756	26,692	27,472	24,411	
	100	155	122	102	80	71	60	61	54	
平成18年産	全算入生産費	146,572	197,034	169,491	151,547	128,556	119,898	105,525	108,441	94,630
		100	134	116	103	88	82	72	74	65
	物財費	78,140	105,727	93,173	80,685	67,112	63,444	52,767	56,516	50,545
		100	135	119	103	86	81	68	72	65
労働費	42,852	64,668	50,952	45,463	36,617	30,150	26,485	26,015	22,837	
	100	151	119	106	85	70	62	61	53	
平成19年産	全算入生産費	142,785	196,352	172,839	145,394	125,430	119,665	102,577	100,198	93,416
		100	138	121	102	88	84	72	70	65
	物財費	76,571	105,203	95,722	77,816	65,632	63,923	52,387	53,832	50,139
		100	137	125	102	86	83	68	70	65
労働費	41,366	64,648	51,489	43,485	35,502	29,657	25,702	23,043	24,363	
	100	156	124	105	86	72	62	56	59	
平成20年産	全算入生産費	149,672	217,373	189,499	152,904	130,392	119,531	113,748	102,808	99,626
		100	145	127	102	87	80	76	69	67
	物財費	87,281	125,271	115,072	89,161	73,563	68,570	64,966	58,009	58,946
		100	144	132	102	84	79	74	66	68
労働費	39,258	64,019	49,364	41,077	34,818	29,672	26,437	24,490	20,960	
	100	163	126	105	89	76	67	62	53	
平成21年産	全算入生産費	145,818	220,875	182,527	146,695	130,055	118,261	112,101	114,693	90,959
		100	151	125	101	89	81	77	79	62
	物財費	85,433	132,391	111,969	84,175	74,560	67,693	64,755	64,389	51,418
		100	155	131	99	87	79	76	75	60
労働費	37,971	61,459	47,001	40,949	34,516	29,255	25,810	25,210	18,901	
	100	162	124	108	91	77	68	66	50	
平成22年産	全算入生産費	144,016	226,790	181,831	148,788	128,821	114,300	109,089	107,258	92,619
		100	157	125	102	88	78	75	74	64
	物財費	84,760	137,390	111,734	87,435	73,187	65,785	62,223	59,962	51,785
		100	162	132	103	86	78	73	71	61
労働費	37,234	62,821	47,287	39,168	34,884	28,214	26,126	24,786	19,113	
	100	169	127	105	94	76	70	67	51	

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

32 販売目的で作付けした水稲の作付面積規模別農家数(平成17～23年)

上段(農家数) : 千戸

下段(割合) : %

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3～5ha	5ha以上
平成17年	20	6	4	7	3	1,383	1,022	244	64	35	18
	(100.0)	(30.0)	(20.0)	(35.0)	(15.0)	(100.0)	(73.9)	(17.6)	(4.6)	(2.5)	(1.3)
平成18年	18	4	4	6	3	1,370	989	251	61	38	31
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(72.2)	(18.3)	(4.5)	(2.8)	(2.3)
平成19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
平成20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
平成22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
平成23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)

(注) 平成17年及び22年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

(農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。)

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

(5) 米の輸出入について

33	経営規模・生産コスト等の内外比較	42
34	コメの内外価格差	43
35	ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉	44
36	MA米の受け入れ	45
37	コメの輸入制度	46
38	MA米と国家貿易	47
39	MA米輸入の仕組み	48
40	MA米の輸入状況	49
41	平成23年度のSBS輸入の入札結果	50
42	MA米の販売状況	51
43	MA米の運用に伴う財政負担	52
44	MA米をめぐる国際関係	53
45	WTO農業交渉とコメ	54
	(参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)	55
	(参考2) 米輸出国の動向	56
	(参考3) 我が国におけるコメ	57
46	商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移	58
47	ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)の概要	59

33 経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差。
- 米の生産者価格は、米国と比較して約5倍の差。また、中国と比較して約6倍の差。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU	豪州			
	(2010年)	(2008年)	(2008年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2008年)
農家一戸当たりの農地面積(ha)	2.0	186.9	13.5	45.7	55.5	59.0	3068.4

出典: 日本は、「2010年世界農林業センサス」

日本以外の国・地域は、

農地面積: 「FAOSTAT」(国際連合食糧農業機関)

農家数: 米国は、「2009 Agricultural Statistics」(米国農務省)

EUは、「EUROSTAT」(欧州委員会農業・農村開発局)

豪州は、「Australian Commodity Statistics 2009」(豪州農漁業省)

注: 日本は販売農家一戸当たりの経営耕地面積であり、日本以外の国・地域は、農地面積を農家戸数で除した数値である。

[コメ農家の経営規模]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約1.0ha(1)
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約160ha(160)
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度(10)
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2010年世界農林業センサス」

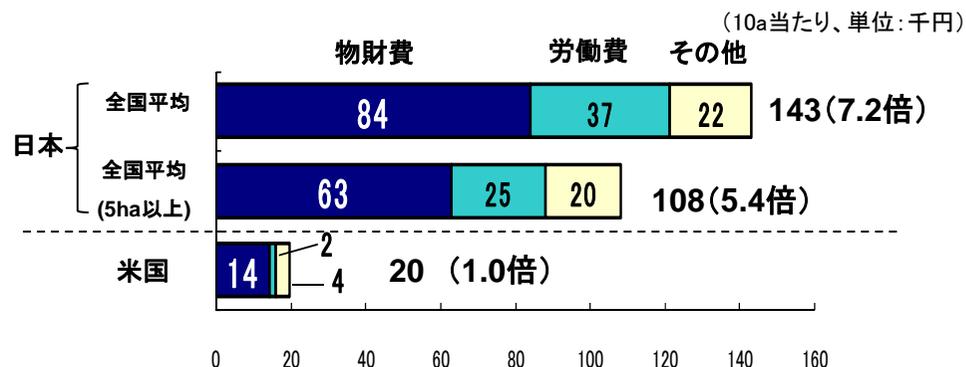
米国は、「2007 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

中国は、民間研究報告より

注: ()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約7倍、米国は約90倍、豪州は約1,500倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米の生産コストにかかる日米比較(2009年)



出典: 日本は、「農業経営統計調査 平成21年産米及び麦類の生産費」

米国は、「Production Costs and Returns」(2009)(米国農務省)

為替レートは、1USD=94.50円

注: グラフの数値については四捨五入しており、合計と内訳が一致しないことがある。

○ 米生産者価格の内外比較(2009年)

(玄米換算の生産者受取ベース)

	日本	米国	中国	タイ	豪州
トン当たりの価格	20.0万円	3.7万円	3.6万円	4.6万円	4.1万円
日本との比較	—	5倍	6倍	4倍	5倍

出典: 日本は、2009年産相対取引価格(14,470/60kg)から流通経費、消費税等を除いたもの。

米国は、米国農務省「USDA Rice Yearbook」(長粒種含む)

中国は、国家発展と改革委員会「全国農産品成本収益」(ジャポニカ米)

タイは、タイ国農業協同組合省農業経済局(ジャスミンライス)

豪州は、豪州農業資源経済局「Australian Commodity Statistics」(中粒種)

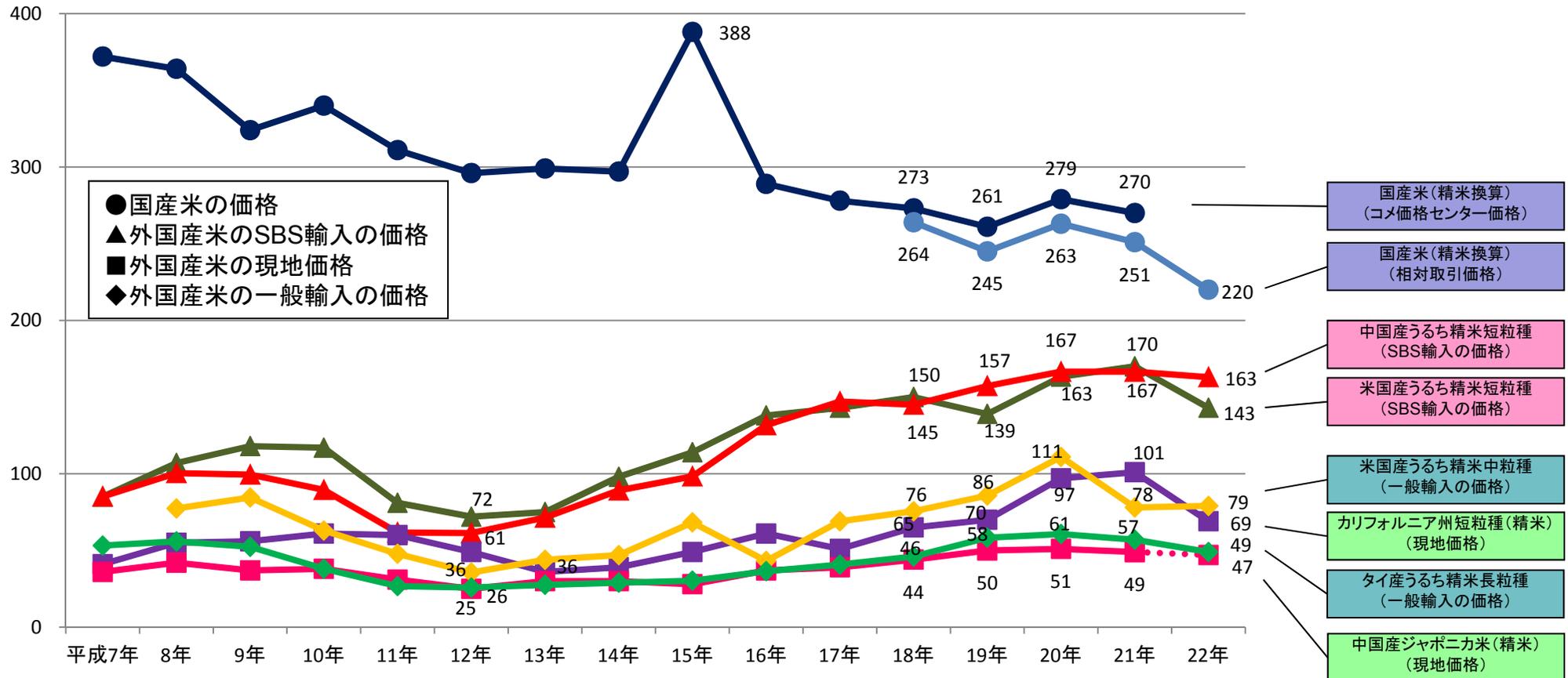
注: 為替レートは、「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)

34 コメの内外価格差

□ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

（SBS米の輸入価格は、高い価格水準にある我が国マーケット向けの輸出であること、また、輸入数量等が限定的なことから、現地価格と乖離した水準で設定される傾向にあり、特に、近年はその傾向が顕著。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)
 注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)
 注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格)
 注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)
 注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)
 注6: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)
 注7: 為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)

35 ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉

- 世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉(1986～1993年)が行われた。農産物についても、貿易自由化のためのルールを議論。
- 我が国は、農業には食料安全保障をはじめ非貿易的関心事項があることを主張。しかしながら、最終的には、我が国全体としての経済的利益等を考慮し、ギリギリの決断として合意を受け入れ。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の経緯

- 1986年 9月 ウルグアイ・ラウンド交渉開始
- 1990年12月 ブラッセル閣僚会議(当初の交渉期限)
- 1991年12月 ダンケル・ガット事務局長が合意案を提示
(例外なき関税化とミニマム・アクセスの設定)
- 1992年11月 ブレアハウス合意(輸出補助金の扱い等について米・EUが妥協)
- 1993年 7月 東京サミット(交渉期限を同年末と設定)
- 1993年 12月8日 ドウニ・市場アクセス交渉グループ議長が調整案を提示
(関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重)
- 1993年12月14日未明 細川首相記者会見(ドウニ調整案受け入れ)
- 1994年4月 マラケシュ閣僚会合(WTO設立協定、農業協定及び各国の譲許表を含むWTO協定全体を一括受託、各国閣僚により署名)
- 1995年1月 WTO協定発効

○ 細川内閣総理大臣談話(平成5年12月14日)

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

36 MA米の受け入れ

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(「ミニマム・アクセス米(MA米)」)。
- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス

1. 関税化とミニマム・アクセス

- ・ 原則として関税以外の国境措置を禁止し、全ての非関税措置は内外価格差により関税に転換(関税化)。
- ・ この場合、輸入実績がほとんどない品目については、国内消費量(1986-88)の一定割合の数量について、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を設定。
(1年目(1995年):3%→6年目(2000年):5%)

2. 関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重

- ・ 一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量を加重することを条件に、関税化しないことが認められる(関税化の特例措置)。
(1年目(1995年):4%→6年目(2000年):8%)
- ・ この特例措置の2001年以降の継続のためには、代償(輸出国にとって「追加的かつ受け入れ可能な譲許」)が必要。

※ 我が国は当初、コメについて関税化の特例措置を適用。
1999年に関税化。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣議了解

(別紙)

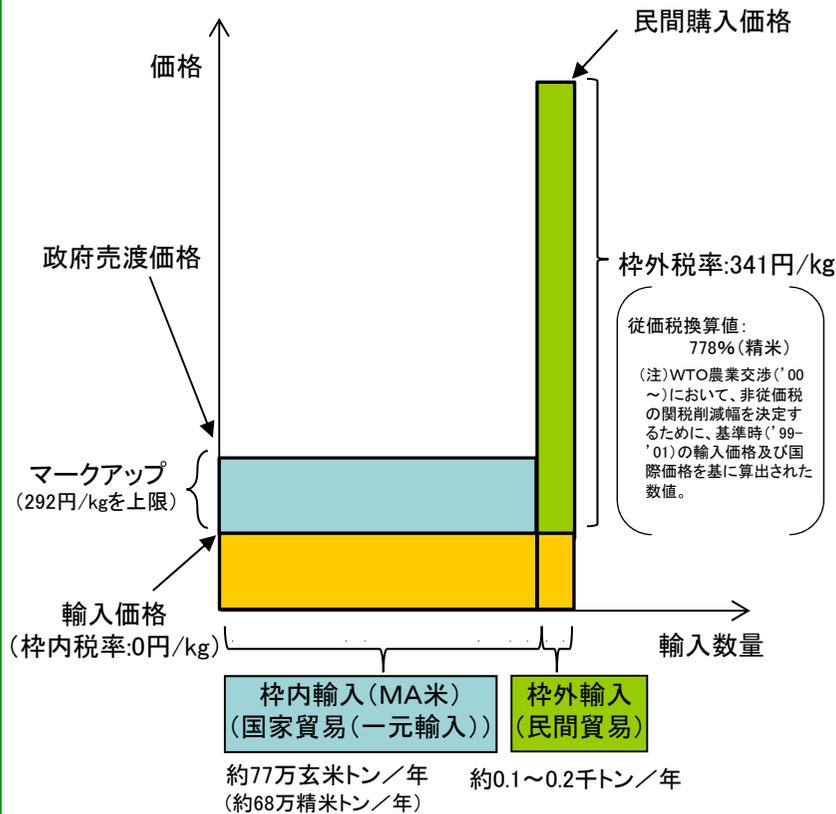
対策項目

- 1 米の生産・供給安定対策
米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

37 コメの輸入制度

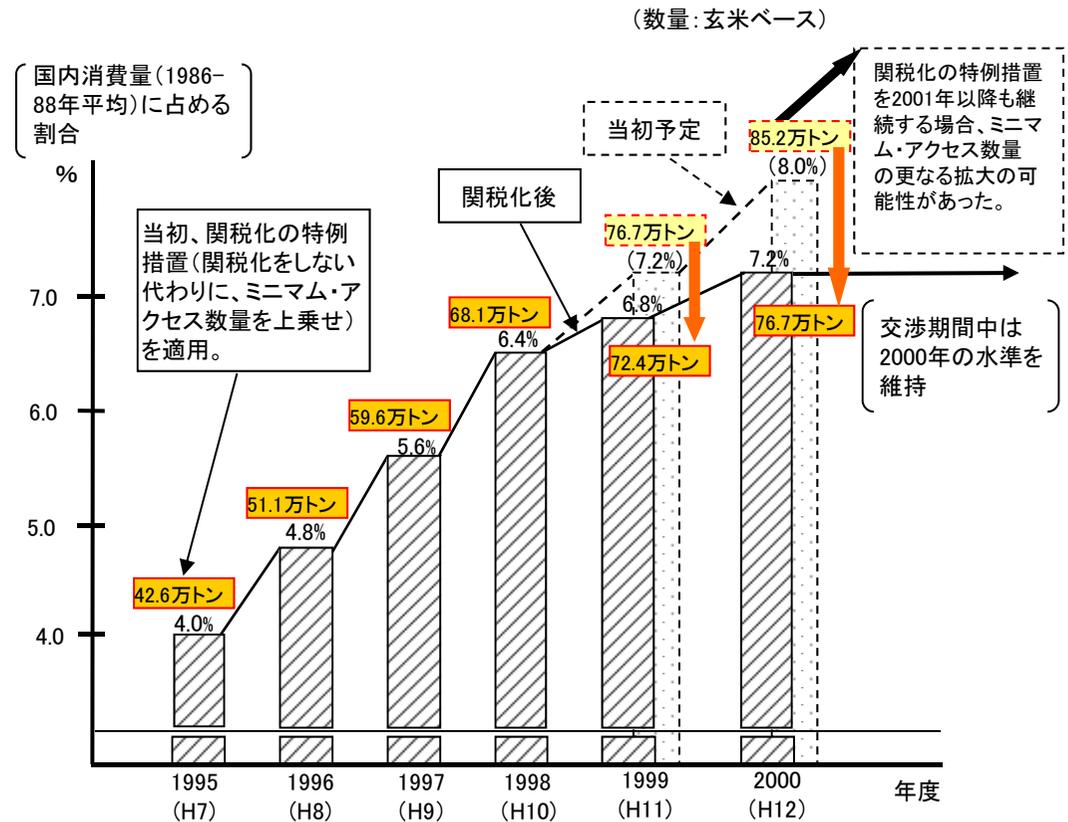
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、1995年度以降、コメのミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



- ※ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ コメのミニマム・アクセス数量の推移



- ※ コメの関税化(1999年)により、MA米の数量は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。

38 MA米と国家貿易

- MA米については、国産米に極力悪影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（「国家貿易」）。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、国家貿易を継続していけるよう、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ 国家貿易と民間貿易について

	国家貿易	民間貿易
MA米の販売先	加工用・援助用・飼料用を中心に販売。 (SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (相当数量が主食用に販売される可能性あり。)
国内販売価格	輸入価格+マークアップ (マークアップの上限は、現在292円/kg。)	輸入価格+枠内税率 (枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%。)
MA枠内の輸入数量	通常の場合、全量輸入。	民間業者の選択。 (国産米と外国産米の価格差等から、結果的に全量輸入となる可能性。)

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

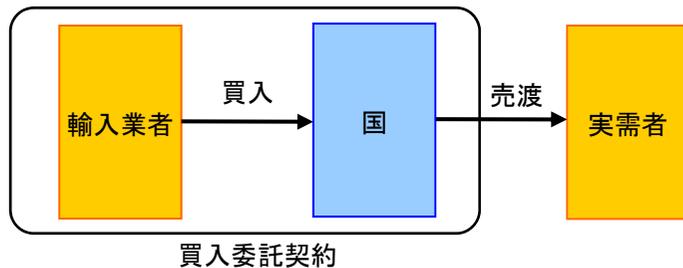
39 MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の直接取引を認めている(SBS輸入)。
- MA米の輸入の際に、安全性を確保するための検査を実施。

○ 国家貿易による輸入方式

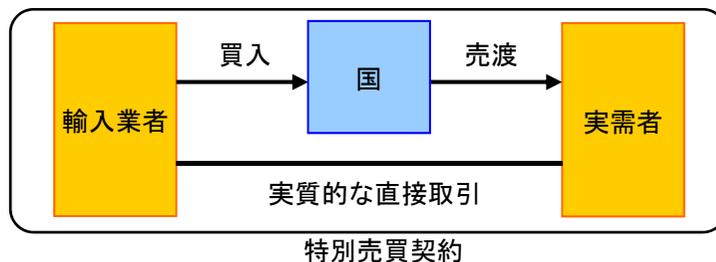
【一般輸入方式】

- ① 輸入業者が国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者から買入れる。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡す。

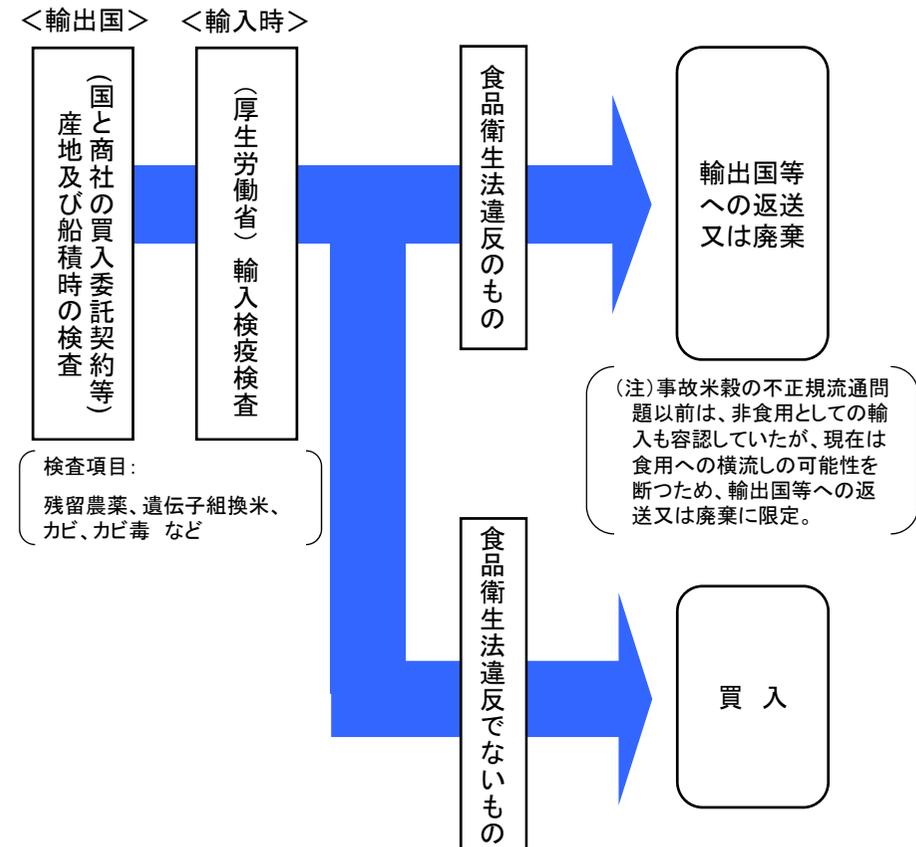


【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入方式】

- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行う。



○ MA米の検査と買入れの流れ



※ 買入れたMA米については、国内実需者への販売前にも、カビ状異物の有無の確認を行うとともに、カビ毒検査を実施。

40 MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、中国など。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案して決定。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:万玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
米国	19	23	29	32	34	36	36	36	36
タイ	11	14	15	15	16	17	15	15	15
中国	3	4	5	8	9	10	14	11	11
オーストラリア	9	9	9	11	11	12	11	10	9
その他	1	1	2	2	2	2	1	5	5
合計	43	51	60	68	72	77	77	77	76
(うち一般輸入)	42	49	54	55	59	63	66	71	65
(うちSBS輸入)※	1	2	6	12	12	12	10	5	10

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
米国	36	36	36	36	43	36	36	36
タイ	19	19	18	25	27	33	35	24
中国	10	9	8	8	7	7	2	6
オーストラリア	2	2	5	-	-	-	4	7
その他	10	11	10	1	0	1	0	4
合計	77	77	77	70	77	77	77	77
(うち一般輸入)	66	66	66	59	66	66	72	66
(うちSBS輸入)※	9	10	10	10	10	10	4	10

※SBS輸入数量の単位は万実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:実トンと玄米トンのため合計は一致しないことがある。

(参考)MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

41 平成23年度のSBS輸入の入札結果

(単位:千実トン)

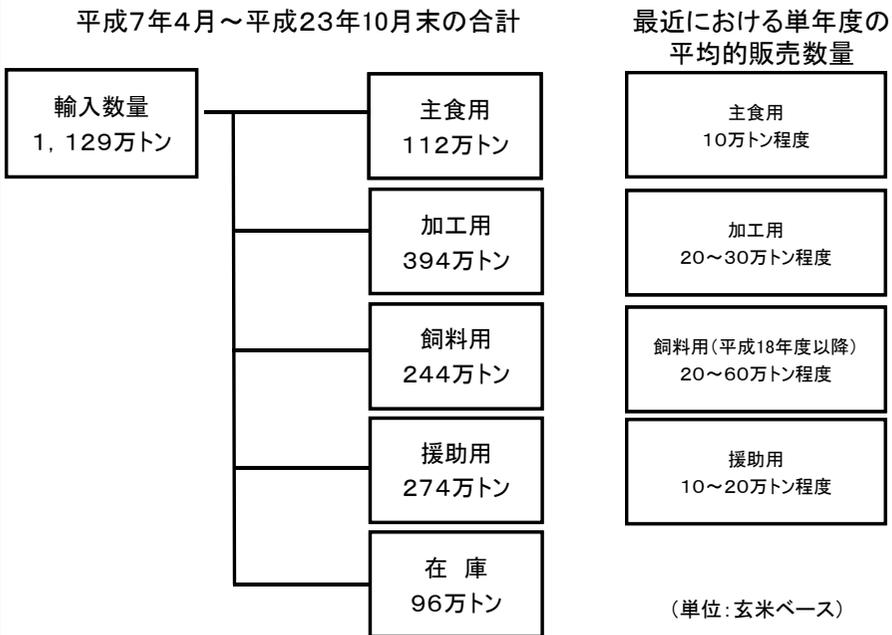
入札実施日	落札数量計	内 訳	
		一般米	砕精米
第1回(23年 9月21日)	22.2	18.8	3.5
第2回(23年10月28日)	26.1	21.1	5.0
第3回(23年12月 9日)	30.0	25.0	5.0
第4回(24年 2月10日)	21.7	17.7	4.0
合 計	100.0	82.6	17.5
(参考)22年度:合計9回	37.2	10.6	26.6
(参考)21年度:合計6回	100.0	79.6	20.4

注:四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

42 MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(平成23年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、平成23年10月末時点の実績。また、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用へ販売した6万トンが含まれる。

注2:「主食用」は、主に外食産業などの業務用。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を上回る量の国産米を、援助用(122万トン)及び飼料用(84万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、平成23年10月末時点の数量。

注5:在庫96万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	8 RY	9 RY	10 RY	11 RY	12 RY	13 RY	14 RY	15 RY	16 RY	17 RY	18 RY	19 RY	20 RY	21 RY	22 RY	23 RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	112
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	394
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	244
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	274
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である(例えば23RYであれば、平成22年11月から平成23年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用に販売した6万トンが存在する。

注3:四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ 輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

43 MA米の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。
- 近年の財政負担は、毎年300億円強。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

7万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売 } 差し引き5万円/トンの財政負担

**50万トン飼料用として売却すれば
250億円**

MA米の援助への活用

7万円 / トンの輸入米をタダに
2万円 / トンの輸送費 } 合わせて9万円/トンの財政負担

**50万トン援助すれば
450億円**

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トンの保管料

**100万トンを1年間在庫すれば
100億円**

注：平成22年度の価格等を基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位: 億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13
うち買入額	314	365	400	439	346	321	289	349	467
うち売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172
うち保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124
損益合計(①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	0(注3)	0(注3)	0(注3)	▲69	▲159

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
売買損益①	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135	▲228	595
うち買入額	362	523	493	577	646	708	506	7,105
うち売却額	430	417	562	646	570	644	383	7,315
管理経費②	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203	▲152	▲2,721
うち保管料	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113	▲92	▲1,550
損益合計(①+②)	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338	▲380	▲2,258

注1: 「売買損益」は、売却額から売上原価(=前年度末の在庫評価額+買入額-当年度末の在庫評価額)を差し引いたもの。

注2: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注3: 平成11~13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れたあとの金額としている。

注4: 損益合計欄、合計欄については、億単位で単純に合算。

44 MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常の間税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国の意見

米国(USTR) (「通商政策課題と年次報告」及び「外国貿易障壁報告」)	中国(中国商務部) (「国別貿易投資環境報告」)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 枠外関税 枠外税率が高水準であり、枠外で輸入される量はごくわずか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 枠外関税 枠外関税のために、<u>日本市場へのアクセスが困難。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ MA米の輸入 一般輸入分は政府在庫となった上で、加工用・飼料用・援助用に使用。<u>SBSではマークアップが徴収され、主食用市場の開発ができていない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ MA米の輸入 一般輸入の多くは国別に入札されており、<u>中国産米は競争力があるにもかかわらず落札量が少ない。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 米国政府の対応方針 WTOドーハラウンド交渉において<u>米国産米の市場アクセスの拡大、特に消費者への直接アクセスを追求。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国政府の対応方針 日本のコメ入札制度の改革及び<u>透明性を向上させる措置への注視を継続。</u>

45 WTO農業交渉とコメ

- 2000年以降、更なる貿易自由化に向け、WTO農業交渉が行われている。我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を主張。
- しかしながら、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められている。

○ WTO交渉の経緯

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ドーハ・ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

- ・ 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
- ・ 一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等

現 在 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し:モダリティ合意 → 譲許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) → 最終合意)

○ WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国のコメに当てはめた試算

	現在	「一般品目」 とした場合	「重要品目」とした場合
関税 (枠外 税率)	341円/kg (従価税 換算値 778%)	大幅に削減 (70%カット →102円/kg)	一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択) ①70%の2/3カット→182円/kg ②70%の1/2カット→222円/kg ③70%の1/3カット→261円/kg
関税 割当 (MA 米の 数量)	77万トン	拡大なし (77万トン のまま)	上記の3パターンに応じ拡大 ①国内消費量の 3%(約28万トン)+ α 拡大 ②国内消費量の 3.5%(約33万トン)+ α 拡大 ③国内消費量の 4%(約37万トン)+ α 拡大

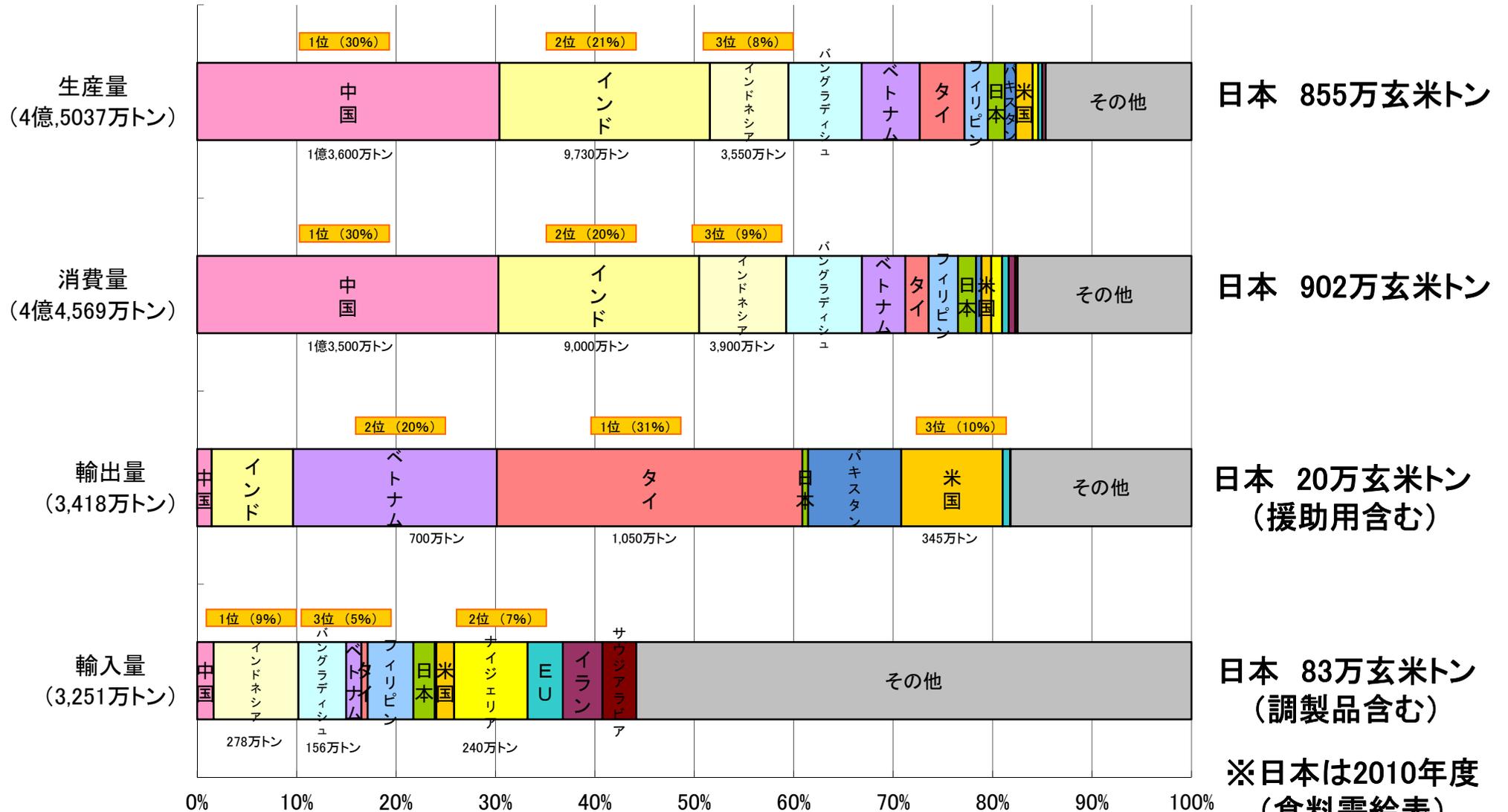
注1:「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は①は3%、②は3.5%、③は4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。

[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

注2:「重要品目」とした場合の関税割当拡大数量は、需給表等による国内消費量('03-'05平均)を基にした試算値。

(参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は4.5億トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.4億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、3千万トン。このうち、第1位はタイで全体の約3割を占め、ベトナム、米国が続いている。



※日本は2010年度 (食料需給表)

出典: 「PS&D」(米国農務省)(2010/11年度、精米ベース)(2012年2月8日時点)

(参考2) 米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、中国、米国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。短粒種だけで、我が国の約5倍の生産量があるとみられる。
- ・ 現在、日本向けは東北3省の短粒種が中心。日系企業の投資等により品質向上。

米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 現在、日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。

タイ

- ・ 世界第1位のコメ輸出国。国民の主食であるとともに、生産の約半分を輸出。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

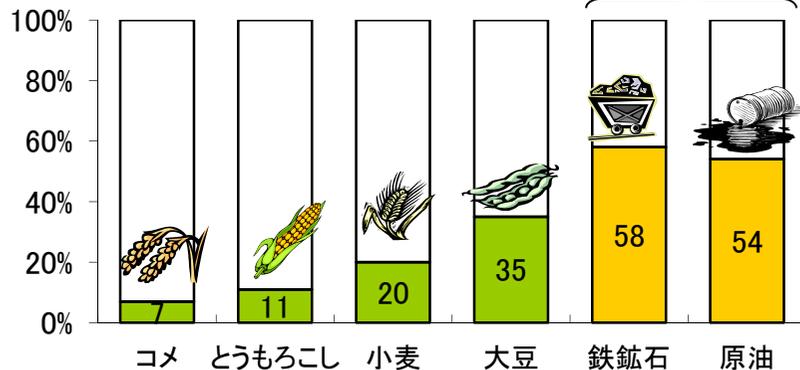
ベトナム

- ・ 世界第2位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、大旱魃(2006年)で大きく減少したが、近年回復。

○ 主な農産物の貿易率



出典: コメ、とうもろこし、小麦、大豆は、「PS&D」(米国農務省)(2010/11)

鉄鉱石は、「Steel Statistical Yearbook 2011」(世界鉄鋼協会)(2009年の数値)

原油は、「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2011」(国際エネルギー機関)(2009年の数値)

注: 貿易率=世界の輸出货量/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



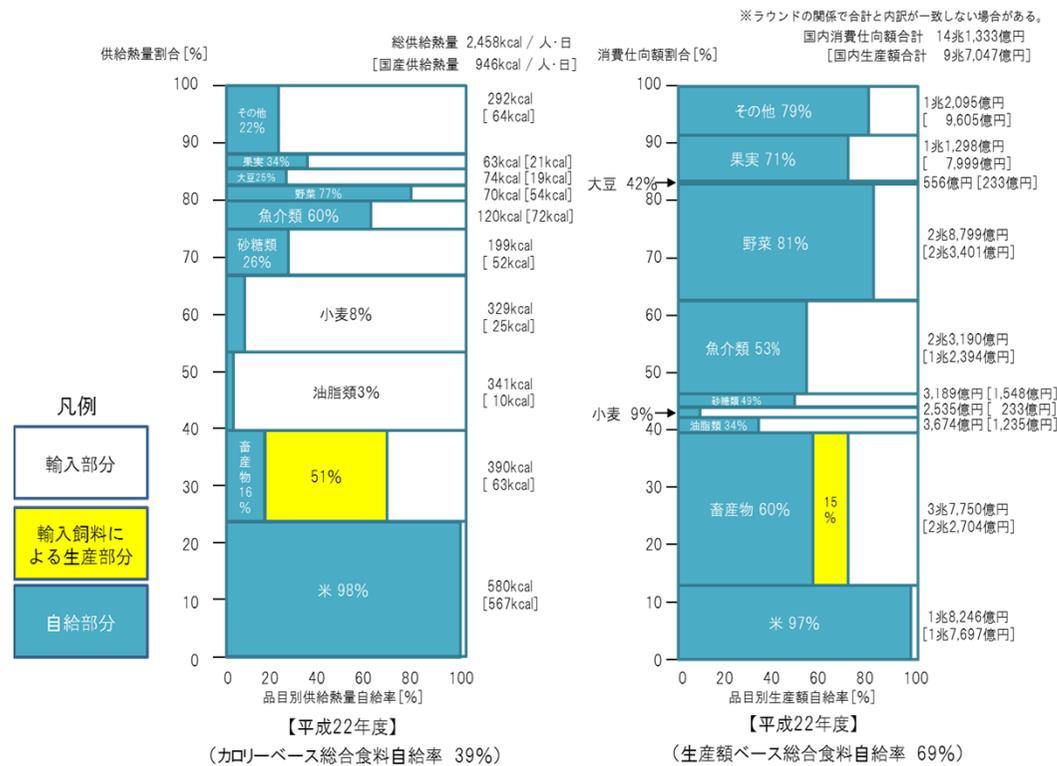
出典: タイ国貿易取引委員会

注: うるち精米長粒種2等相当の月初価格

(参考3) 我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
- 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

○ 我が国の食料自給率(平成22年度)



農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。(国産供給熱量(カロリー)の60%、国内生産額の18%がコメ。)

○ 我が国におけるコメの重要性

- **国民の主食であり、食文化の基礎**
 [国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例、団子、白玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。]
- **農業生産・農村経済の中核**
 [農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の8割が稲作。]
- **稲作や水田の有する多面的機能**
 [国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。]
- **日本人の歴史や文化と密接な関係**
 [稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。]

○ 我が国におけるコメ需給の変化

- ・ 一人当たり年間コメ消費量(精米):
118kg(S37(ピーク時)) → 59.5kg(H22)
- ・ コメの需要量(国内消費仕向量)(玄米):
1,341万トン(S38(ピーク時)) → 902万トン(H22)
- ・ 国産米の生産量(玄米):
1,445万トン(S42(ピーク時)) → 855万トン(H22)

46 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

- 2011年の輸出数量は2,129トン（対前年比12%増）、輸出金額は約6億8千万円（同1%減）となった。
- 国別の輸出数量は、主要な輸出先である香港、シンガポールで順調に増加したほか、オーストラリア、イギリス、ドイツ、アメリカ及びフランスで増加した。

	2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	967 (+53%)	427 (+34%)	940 (-3%)	527 (+24%)	1,294 (+38%)	641 (+21%)	1,312 (+1%)	545 (-15%)	1,898 (+45%)	691 (+27%)	2,129 (+12%)	683 (-1%)
香港	155	74	218	119	341	172	481	206	654	249	779 (+19%)	256 (+3%)
シンガポール	63	40	92	48	173	81	185	79	334	126	598 (+79%)	183 (+45%)
台湾	593	161	450	175	453	168	333	115	271	95	183 (-32%)	66 (-30%)
オーストラリア	0	1	1	1	22	4	36	10	125	32	157 (+26%)	38 (+19%)
イギリス	4	16	4	18	9	18	26	15	36	14	57 (+58%)	17 (+19%)
ドイツ	0	4	0	4	1	5	7	4	50	14	55 (+10%)	15 (+5%)
ロシア	0	1	4	3	63	28	10	4	52	14	49 (-6%)	13 (-5%)
アメリカ	128	99	41	71	26	49	17	28	39	25	46 (+18%)	24 (-5%)
フランス	1	10	3	14	5	9	34	16	26	11	32 (+23%)	13 (+23%)
中国	2	7	72	43	90	52	30	14	96	43	0 -	0 -
その他	21	14	55	32	111	54	153	54	215	69	173 (-20%)	58 (-16%)

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

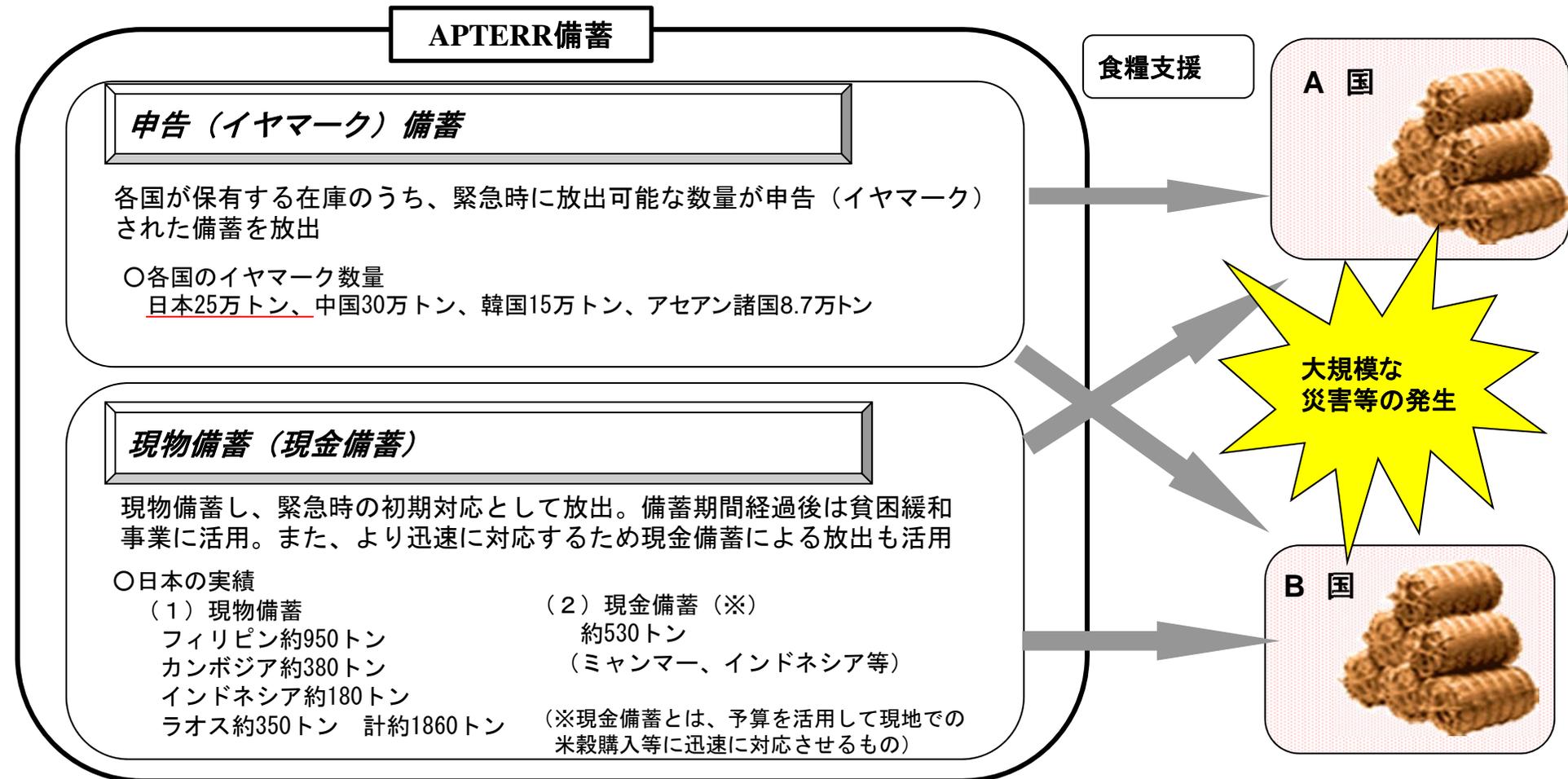
注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

注2：「その他」に含まれる国は、2011年についてはパナマ、マレーシア、インドネシアなど30ヶ国。

注3：数量は1トン未満、金額は20万円未満は計上されていない。

47 ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)の概要

- 東アジア地域(ASEAN10カ国、日本、中国、韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの
- 2004年から2010年2月まで「東アジア緊急米備蓄(EAERR)パイロット・プロジェクト」として試験事業を実施
- 2010年3月に、恒久的な組織の創設を目指し、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)の準備段階へ移行
- 2011年10月のAMAF+3農林大臣会合で、APTERR協定の採択・署名を実施。各国は協定の発効に向けた手続き中
- 2011年10月に、タイの洪水被害に対してAPTERR事務局が実施する緊急支援(5万ドル)を我が国はドナー国として承認



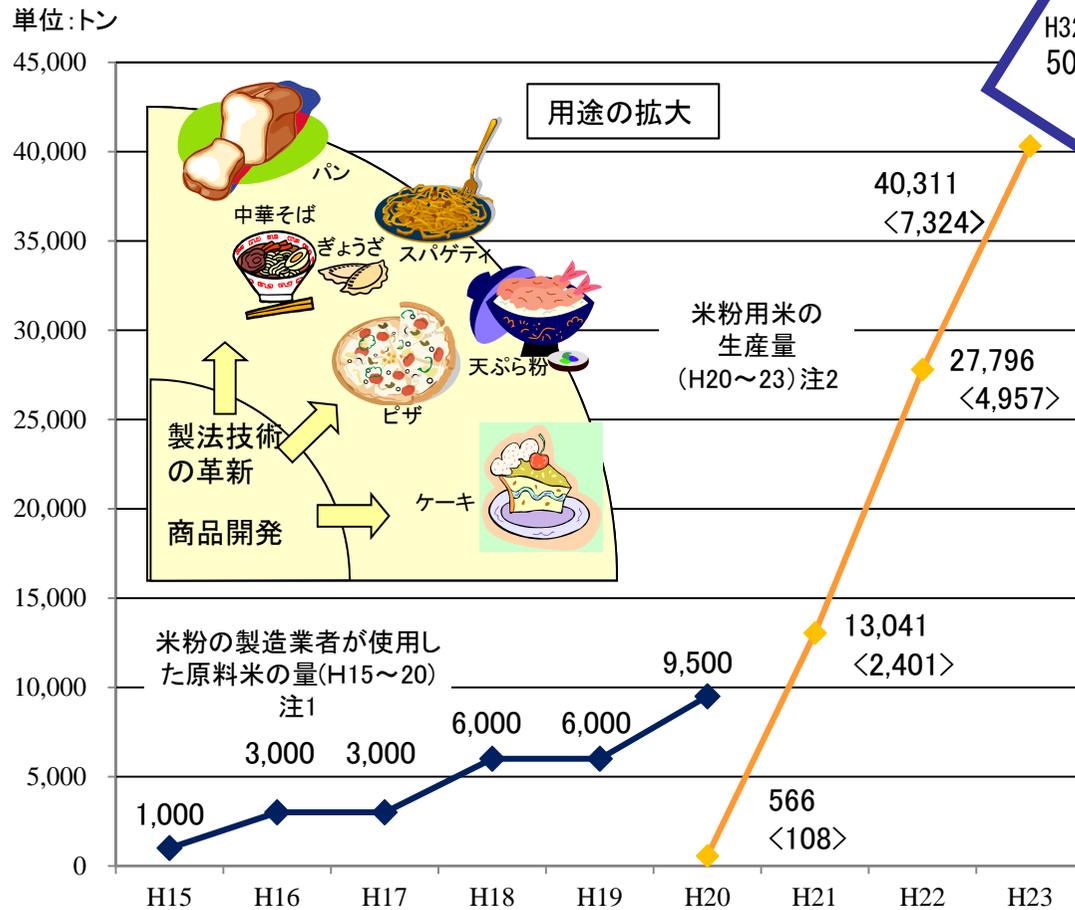
(6) その他

48	米粉用米の動向	60
49	飼料用米の動向	61
50	新規需要米等の用途別取組状況(平成20年産～23年産)	62
51	米トレーサビリティ法の概要	63
52	玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容	64
53	福島県における米の放射性物質の緊急調査結果	65

48 米粉用米の動向

○ パン用・麺用等について米粉の利用促進を図っており、これまでの地域・中小企業の取組みに加え大手企業も取組みははじめたことから、米粉用米の生産量は平成23年度で約4万トンに増加。
 また、米粉パンを学校給食で導入した学校は、平成21年度で12,221校と給食実施校の約4割に増加。

○ 米粉用米の市場規模の推移



< >内の数字は米粉用米の作付面積(単位:ha)
 注1: 地方農政事務所等による製粉業者等からの聞き取り
 注2: 農林水産省調べ(新規需要米取組計画認定結果から抜粋)
 注3: 食料・農業・農村基本計画(H22年3月閣議決定)

○ 都道府県別の米粉用米の生産状況 (H23)

	生産数量(トン)	作付面積(ha)
新潟県	14,384	2,571
栃木県	6,342	1,256
秋田県	4,396	661
山形県	1,408	233
宮城県	1,326	243
富山県	1,111	204
熊本県	1,023	184
埼玉県	1,008	206
岡山県	783	148
群馬県	772	157
千葉県	743	139
福岡県	663	132
...
全国合計	40,311	7,324

注: 農林水産省調べ(新規需要米取組計画認定結果から抜粋)

○ 米粉パンの学校給食導入状況

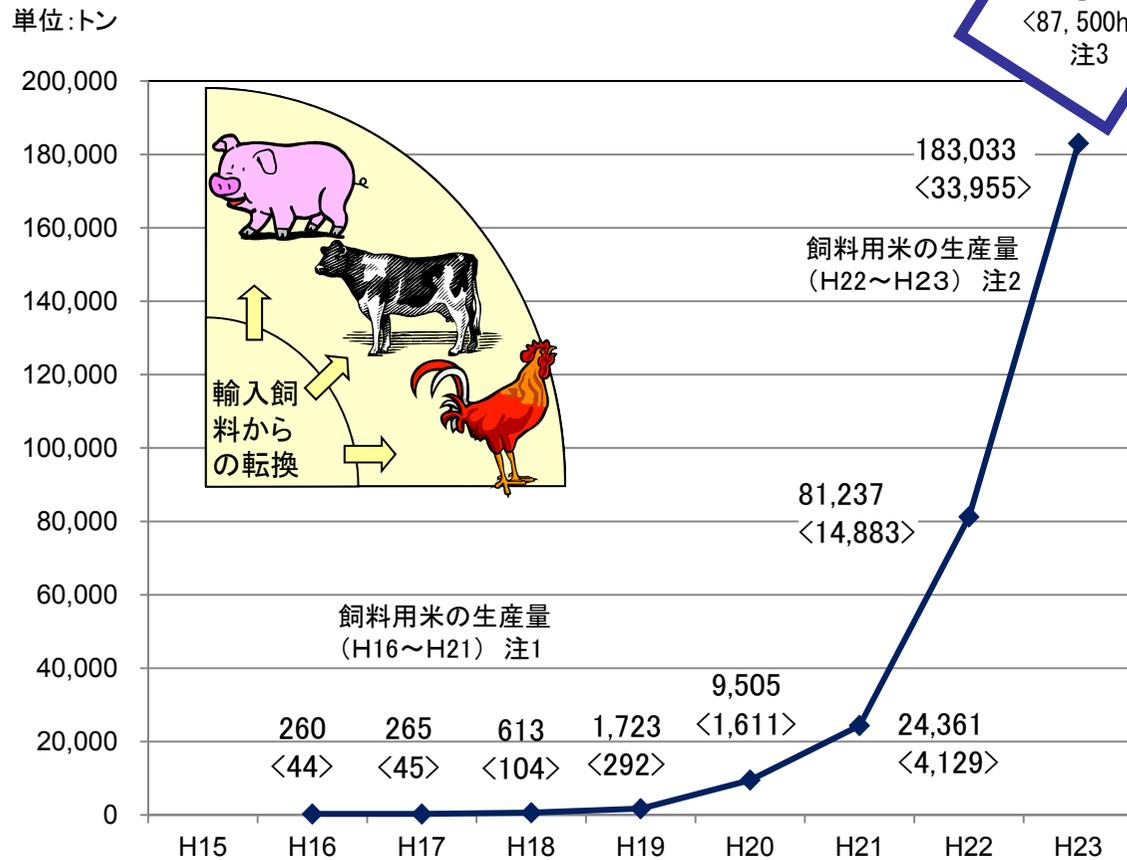
年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
米粉パン学校給食導入校数(校)	4,067	6,063	7,836	8,067	8,960	12,221
給食実施校数(校)	31,902	31,662	31,476	31,362	31,140	31,001
米粉パン導入の割合	13%	19%	25%	26%	29%	39%

注: 農林水産省調べ

49 飼料用米の動向

○ 豚・鳥等について飼料用米給与の促進を図っており、飼料用米給与畜産物に対する畜産農家や消費者の理解も深まりつつあることから、飼料用米の生産量は平成23年度で約18万3千トンに増加。

○ 飼料用米の市場規模の推移



○ 都道府県別の飼料用米の生産状況 (H23)

	生産数量(トン)	作付面積 (ha)
青森県	20,049	3,511
栃木県	14,403	2,662
山形県	13,830	2,347
秋田県	11,915	1,848
新潟県	10,158	1,883
岩手県	9,809	1,811
宮城県	9,463	1,763
茨城県	8,593	1,635
福島県	8,530	1,601
熊本県	5,994	1,118
...
全国合計	183,033	33,955

注：農林水産省調べ(新規需要米取組計画認定結果から抜粋)

< >内の数字は飼料用米の作付面積(単位:ha)

注1：農林水産省畜産振興課調べの作付面積に、単収590kg/10aを乗じて算出

注2：農林水産省調べ(新規需要米取組計画認定結果から抜粋)

注3：食料・農業・農村基本計画(H22年3月閣議決定)

50 新規需要米等の用途別取組状況(平成20年産～23年産)

用途区分	平成20年産		平成21年産		平成22年産		平成23年産	
	認定数量(トン)	認定面積(ha)	認定数量(トン)	認定面積(ha)	認定数量(トン)	認定面積(ha)	認定数量(トン)	認定面積(ha)
米粉用米	566	108	13,041	2,401	27,796	4,957	40,311	7,324
飼料用米	8,020	1,410	23,264	4,123	81,237	14,883	183,033	33,955
WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)	—	9,089	—	10,203	—	15,939	—	23,086
バイオエタノール用米	2,426	303	2,314	295	2,940	397	2,998	415
輸出用米	391	74	926	164	2,184	388	1,626	287
その他 (わら専用稲、青刈り用稲等)	982	1,330	1,108	956	694	508	852	501
合計	12,386	12,314	40,654	18,142	114,851	37,072	228,820	65,569

注1:WCS用稲、わら専用、青刈り用稲については子実を採らない用途であるため認定数量はなし。

注2:平成23年産は10月15日現在。

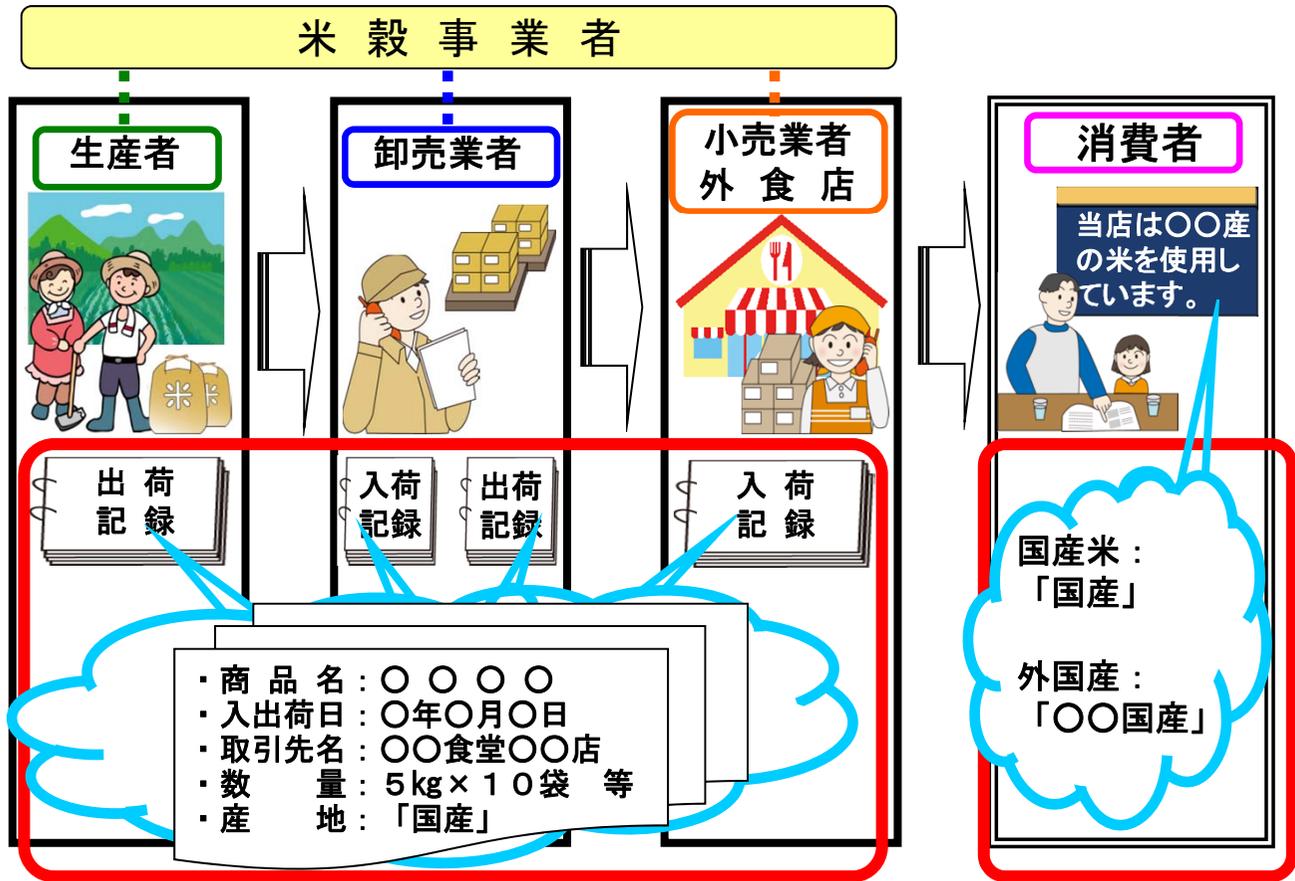
注3:なお、ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)

加工用米	149,048	27,332	141,168	26,126	212,829	39,327	154,973	28,137
------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------

※加工用米の数量については、20～22年産は実績値。23年産は10月15日現在。

51 米トレーサビリティ法の概要



米穀事業者

生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての者。

- 対象品目等**
- ・米穀(玄米・精米等)
 - ・米粉や米こうじ等の中間原材料
 - ・米飯類
 - ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん
- ※産地情報伝達については、飼料用・バイオエタノール用に供される物は除く。

法律公布(平成21年4月24日)

↓

トレーサビリティの施行(平成22年10月1日)

↓

産地情報の伝達の施行(平成23年7月1日)

トレーサビリティ

問題が発生した場合の流通ルートの手速やかな特定と回収

産地情報の伝達

米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達

取引記録の虚偽記載等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。

事業者間で、虚偽の産地情報伝達等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。
 一般消費者に対し産地情報伝達の違反があった場合には、勧告・命令(当該命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金)。

52 玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

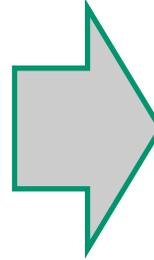
○見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への原料米の産地情報の伝達が義務化されました。

改正前の玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報の伝達が義務化されたことに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう改正されました。

改正前の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割



改正後の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産 △△県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等による産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法により伝達された産地情報に基づき、産地名に「△△県産(産地未検査)」と記載できるよう改正されました。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割



	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	△△県産(産地未検査)			10割

53 福島県における米の放射性物質の緊急調査結果①

緊急調査の概要

- (1) 平成23年11月22日、以下の地域を対象とする緊急調査を決定
- ① 暫定規制値超となった米が生産された福島市旧小国村(大波地区)において全袋調査
 - ② 特定避難勧奨地点が存在する4市(12旧市町村)において全戸調査
(4市:福島市、伊達市、相馬市、いわき市)
- (2) さらに、以下のとおり全戸調査のエリアを拡大
- ① 11月28日、二本松市、本宮市を含む6市(22旧市町村)に拡大
 - ② 11月30日、これまでの玄米の検査で放射性セシウム検出が報告された全ての地域に拡大
対象市町村数: 29市(151旧市町村)
対象農家数: 約2万5千戸
- (3) これら調査において暫定規制値を超えた戸数 (平成24年2月3日公表(※2月7日一部訂正))
- ①全袋調査(大波地区) 調査戸数 135戸中、超過戸数 16戸
 - ②全戸調査(大波地区含む) 調査戸数 23,247戸中、超過戸数 38戸(3市9旧市町村)

53 福島県における米の放射性物質の緊急調査結果②

[平成24年2月3日公表(※2月7日一部訂正)]

1 福島市旧小国村

No	市町村名	旧市町村名 ■500超 ○100超	調査を行った 農家戸数 (戸)	セシウム濃度別 戸数			
				検出せず	≤100	100<, ≤500	500超
1	福島市	小国村 ■	135	11	54	54	16

2 特定避難勧奨地点が存在する地域等

No	市町村名	旧市町村名 ■500超 ○100超	調査を行った 農家戸数 (戸)	セシウム濃度別 戸数			
				検出せず	≤100	100<, ≤500	500超
1	福島市	福島市 ■	380	220	114	39	7
2	伊達市	石戸村 ○	145	121	16	8	
3	伊達市	月館町 ■	206	163	28	14	1
4	伊達市	小国村 ■	140	32	50	53	5
5	伊達市	上保原村 ○	152	120	19	13	
6	伊達市	掛田町 ■	157	95	36	23	3
7	伊達市	富成村 ■	151	78	55	15	3
8	伊達市	柱沢村 ■	197	157	32	7	1
9	伊達市	霊山村 ○	263	226	30	7	
10	伊達市	小手村 ○	160	130	23	7	
11	二本松市	岳下村 ○	348	324	20	4	
12	二本松市	杉田村	241	235	6		
13	二本松市	大平村 ○	238	227	9	2	
14	二本松市	小浜町 ○	255	144	75	36	
15	二本松市	塩沢村 ○	159	113	32	14	
16	二本松市	木幡村 ○	291	194	87	10	
17	二本松市	戸沢村 ○	223	186	33	4	
18	二本松市	渋川村 ■	265	230	28	6	1
19	本宮市	白岩村 ○	414	348	61	5	
20	本宮市	和木沢村(白沢村) ○	374	326	41	7	
21	相馬市	玉野村 ○	23	9	12	2	
22	いわき市	川前村	128	128			
合計	6市町村	22旧市町村	4,910	3,806	807	276	21

3 放射性セシウムが僅かでも検出された地域

No	市町村名	旧市町村名 ■500超 ○100超	調査を行った 農家戸数 (戸)	セシウム濃度別 戸数			
				検出せず	≤100	100<, ≤500	500超
1	福島市	平田村 ○	108	53	41	14	
2	福島市	水原村 ○	76	50	21	5	
3	福島市	大久保村	25	17	8		
4	福島市	青木村 ○	32	15	16	1	
5	福島市	大笹生村 ○	30	22	7	1	
6	福島市	庭坂村 ○	50	33	15	2	
7	福島市	庭塚村 ○	49	20	22	7	
8	福島市	野田村 ○	96	61	28	7	
9	福島市	吉井田村	55	47	8		
10	福島市	余目村 ○	56	34	20	2	
11	福島市	笹谷村 ○	54	34	19	1	
12	福島市	荒井村	51	44	7		
13	福島市	飯坂町 ○	4	3		1	
14	福島市	中野村 ○	5	3	1	1	
15	福島市	平野村 ○	45	31	13	1	
16	福島市	東湯野村	45	36	9		
17	福島市	飯野町 ○	25	17	6	2	
18	福島市	水保村 ○	89	69	18	2	
19	福島市	大森村	63	48	15		
20	福島市	鳥川村	77	60	17		
21	福島市	湯野町	54	40	14		
22	福島市	下川崎村 ○	63	34	23	6	
23	福島市	立子山村 ○	29	21	7	1	
24	川俣町	飯坂村 ○	16	2	13	1	
25	川俣町	小島村	45	13	32		
26	川俣町	大綱木村	8	1	7		
27	川俣町	富田村 ○	82	25	54	3	
28	川俣町	福田村 ○	69	23	44	2	
29	川俣町	小綱木村	28	10	18		
30	伊達市	梁川町 ○	167	118	42	7	
31	伊達市	山舟生村 ○	132	102	28	2	
32	伊達市	堰本村 ■	404	251	131	21	1
33	伊達市	大田村 ○	296	270	25	1	
34	伊達市	富野村 ○	196	144	45	7	
35	伊達市	白根村	134	109	25		
36	桑折町	桑折町 ○	84	78	5	1	
37	桑折町	半田村 ○	254	184	49	21	
38	桑折町	睦合村 ○	192	140	45	7	

注: 福島県公表資料より

■は500Bq/kg超、○は100Bq/kg超～500Bq/kg以下が検出された旧市町村

53 福島県における米の放射性物質の緊急調査結果③

3 放射性セシウムが僅かでも検出された地域(続き)

No	市町村名	旧市町村名 ■500超 ○100超	調査を行った 農家戸数 (戸)	セシウム濃度別 戸数			
				検出せず*	≦100	100<, ≦500	500超
39	国見町	大枝村 ○	123	105	17	1	
40	国見町	大木戸村 ○	166	95	60	11	
41	国見町	小坂村 ○	134	76	48	10	
42	国見町	藤田町 ○	160	97	51	12	
43	国見町	森江野村 ○	264	203	56	5	
44	二本松市	石井村 ○	279	244	31	4	
45	二本松市	油井村(安達町) ○	135	127	7	1	
46	二本松市	上川崎村 ○	196	177	17	2	
47	二本松市	太田村(岩代町) ○	54	32	18	4	
48	二本松市	新殿村 ○	307	249	47	11	
49	二本松市	針道村	115	100	15		
50	二本松市	太田村(東和町) ○	265	177	76	12	
51	本宮市	本宮町 ○	137	126	6	5	
52	本宮市	仁井田村	57	57			
53	本宮市	和木沢村(本宮町) ○	43	28	12	3	
54	本宮市	荒井村	71	68	3		
55	大玉村	玉井村	414	399	15		
56	大玉村	大山村 ○	267	257	8	2	
57	郡山市	郡山市	119	116	3		
58	郡山市	大槻町	292	286	6		
59	郡山市	喜久田村	399	390	9		
60	郡山市	富久山町	205	199	6		
61	郡山市	御館村	362	359	3		
62	郡山市	赤津村	70	70			
63	郡山市	河内村	123	121	2		
64	郡山市	日和田町	371	362	9		
65	田村市	要田村	117	112	5		
66	田村市	瀬川村 ○	229	222	6	1	
67	田村市	山根村(常葉町)	83	83			
68	田村市	移村	258	249	9		
69	三春町	御木沢村	121	116	5		
70	三春町	沢石村	176	161	15		
71	三春町	三春町	7	6	1		
72	小野町	小野新町	194	194			
73	須賀川市	西袋村	254	240	14		
74	須賀川市	小塩江村	318	314	4		
75	須賀川市	長沼町	169	163	6		
76	須賀川市	浜田村	181	181			
77	須賀川市	白江村	251	247	4		
78	須賀川市	白方村(長沼町)	21	21			
79	石川町	母畑村	153	153			
80	玉川村	泉村	361	360	1		
81	玉川村	須釜村	282	282			
82	浅川町	浅川町	288	286	2		
83	浅川町	山白石村	103	103			

No	市町村名	旧市町村名 ■500超 ○100超	調査を行った 農家戸数 (戸)	セシウム濃度別 戸数			
				検出せず*	≦100	100<, ≦500	500超
84	白河市	古関村(白河市)	119	119			
85	白河市	白坂村 ○	89	81	7	1	
86	西郷村	西郷村 ○	483	380	100	3	
87	泉崎村	関平村	130	128	2		
88	矢吹町	三神村	215	212	3		
89	棚倉町	棚倉町	124	123	1		
90	棚倉町	近津村	336	335	1		
91	塙町	笹原村	250	247	3		
92	古殿町	宮本村	372	371	1		
93	柳津町	柳津村	238	238			
94	三島町	宮下村	19	19			
95	金山町	沼沢村	13	13			
96	相馬市	中村町	93	86	7		
97	相馬市	大野村	229	207	22		
98	相馬市	飯豊村	70	62	8		
99	相馬市	山上村	76	70	6		
100	相馬市	日立木村	117	95	22		
101	相馬市	八幡村	164	133	31		
102	相馬市	磯部村	28	16	12		
103	新地町	福田村	91	89	2		
104	新地町	駒ヶ嶺村	126	124	2		
105	新地町	新地村	108	106	2		
106	いわき市	久の浜町	7	7			
107	いわき市	平市	192	192			
108	いわき市	飯野村	113	112	1		
109	いわき市	草野村	348	346	2		
110	いわき市	夏井村	230	227	3		
111	いわき市	高久村	176	173	3		
112	いわき市	豊間町	35	34	1		
113	いわき市	磐崎村	153	153			
114	いわき市	小名浜町	68	68			
115	いわき市	江名町	28	28			
116	いわき市	渡辺村	168	167	1		
117	いわき市	内郷町	1	1			
118	いわき市	箕輪村	74	70	4		
119	いわき市	錦町	88	88			
120	いわき市	勿来町	153	149	4		
121	いわき市	田人村	118	114	4		
122	いわき市	好間村	127	126	1		
123	いわき市	四倉町	24	23	1		
124	いわき市	大浦村	193	186	7		
125	いわき市	大野村	215	214	1		
126	いわき市	大久村	17	16	1		
127	いわき市	下小川村	115	112	3		
128	いわき市	鹿島村	87	85	2		
合計	29市町村	128旧市町村	18,202	16,220	1,766	215	1

注:福島県公表資料より

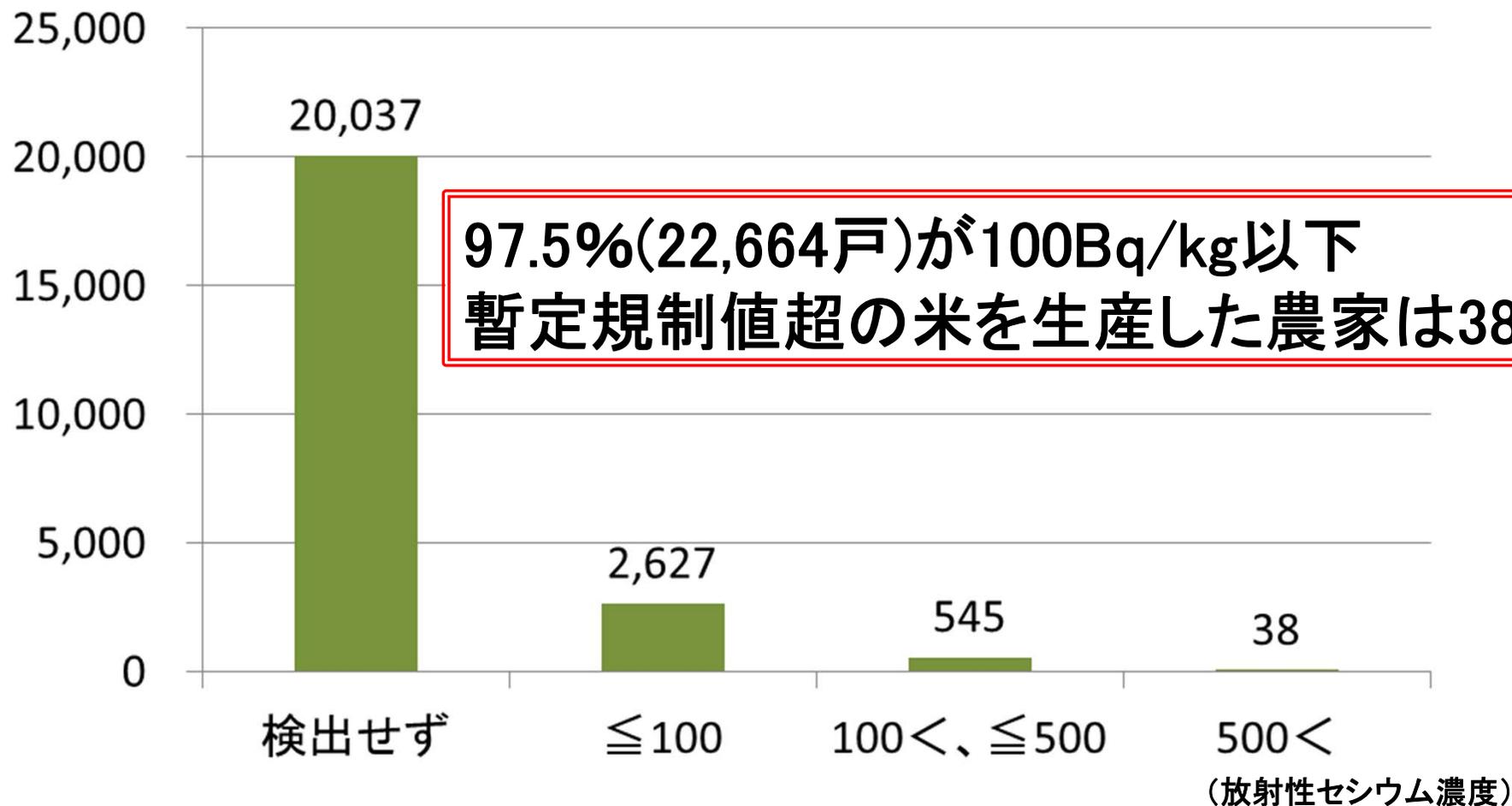
■は500Bq/kg超、○は100Bq/kg超～500Bq/kg以下が検出された旧市町村

53 福島県における米の放射性物質の緊急調査結果④

福島県における玄米の緊急調査結果

調査実施農家(29市151旧市町村:23,247戸、32,755点)

(調査戸数)



(注)2月7日福島県公表資料より。

放射性セシウムの暫定規制値は、500Bq/kg。